

製造業XML推進協議会 仕様書及びガイドラインに関する細則

第1条 本細則は、製造業XML推進協議会会則第20条の規定に基づき、仕様書及びガイドラインについて必要な事項を定める。

第2条 仕様書及びガイドライン答申案は、以下のいずれかの方法により作成されたものであること。

- イ 協議会のプロジェクトで作成されたもの
- ロ 協議会の正会員または準会員により業界標準として作成されたもの

第3条 仕様書及びガイドライン答申案の投票のための公開期間は、2ヶ月以上を有すること。

- 2 会員は、公開期間中に仕様書・ガイドライン答申案に対する意見書を提出することができる。

第4条 仕様書及びガイドライン答申案の提案者は、公開期間中に出された意見書の内容を考慮し、必要に応じて答申案の修正を行い、答申案の制定に向けた投票を運営委員会に諮るものとする。

付 則 1 （平成15年10月27日）

この細則は、運営委員会で承認された日から施行する。